

福岡県公報

令和 7 年 7 月 1 日
第 608 号

目 次

告 示 (第421号 - 第429号)

- 保安林指定施業要件の変更通知の掲示 (農山漁村振興課) 1
- 車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づく道路の指定 (道路維持課) 1
- 車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法 (道路維持課) 2
- 令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の公表 (水産振興課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 4

公 告

- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) 4
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 4
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 5
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) 5
- 落札者等の公示 (教育庁義務教育課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 7
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定事項の変更 (住宅計画課) 7
- 令和7年度職業訓練指導員試験の実施について (職業能力開発課) 7

選挙管理委員会

- 参議院福岡県選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録 (行財政支援課) 10
- 長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定 (行財政支援課) 10

雑 報

- 通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路の指定 (道路建設課) 11
- 通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路の指定及び通行方法 (道路建設課) 11

告 示

福岡県告示第421号

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (令和7年5月農林水産省告示第781号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保安林の属する上毛町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
上毛町役場
島田 喜一郎、高野 暁博、島田 左門之助、野中 文男、三田 豊水、野中 要吉、高木 孝、山本 ナミ子、山下 正吉、松本 政博、奥本 政雄、前田 鳥松、萩原 右門、伊藤 清水、喜久田 彦藏、喜久田 春馬、植田 順一、前田 秀夫、竹中 栄二
- 2 通知の要旨
(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和7年5月農林水産省告示第781号によること。

福岡県告示第422号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように指定する。

令和7年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定する道路の路線名、区間等

県土整備 事務所名	路 線 名	区 間
久留米	一般国道264号	久留米市中央町38番11先から 久留米市大石町527番22先まで
久留米	県 道 久留米 基 山 線 筑紫野	久留米市小森野五丁目2233番1先から 久留米市小森野四丁目152番1先まで
直 方	県 道 室 木 下 有 木 線 若 宮	宮若市芹田376番13先から 宮若市芹田344番15先まで
久留米	県 道 瀬 高 久 留 米 線	久留米市野伏間一丁目1450番1先から 久留米市荒木町白口1758番3先まで
福 岡	県 道 山 田 新 宮 線	糟屋郡新宮町美咲一丁目559番1先から 糟屋郡新宮町三代西一丁目826番3先まで

2 道路を指定する期日

令和7年7月1日

福岡県告示第423号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和7年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定する道路の路線名、区間等

県土整備 事務所名	路 線 名	区 間
福 岡	県 道 筑紫野 古 賀 線	糟屋郡須恵町大字植木1429番11先から 糟屋郡粕屋町大字大隈1225番1先まで

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上、縦寸法0.13メートル以上（又は横寸法0.13メートル以上、縦寸法0.25メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

3 道路を指定し、及び通行方法を定める期日

令和7年7月1日

福岡県告示第424号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」及び「ぶり」の令和7管理年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	現行水準	福岡県まさば及びごまさば知事管理区分	現行水準
ぶり	101,000トンの内数	福岡県ぶり知事管理区分	101,000トンの内数

福岡県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和7年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県 道	豊 田 野 線	前	久留米市北野町高良1919番2先から久留米市北野町鳥巢1325番1先まで	5.5 ～ 13.3	1201.0
			前	久留米市北野町高良1919番2先から久留米市北野町鳥巢1325番1先まで	7.4 ～ 19.6	1185.5
			後	久留米市北野町高良1919番2先から久留米市北野町鳥巢1325番1先まで	5.5 ～ 13.3	1197.3
			後	久留米市北野町高良1919番2先から久留米市北野町鳥巢1325番1先まで	7.4 ～ 19.6	1186.2

福岡県告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年7月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和7年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	豊 田 野 線 北 野 線	久留米市北野町高良1919番2先から久留米市北野町鳥巢1325番1先まで

福岡県告示第427号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除予定保安林の所在場所
宮若市脇田字牟田ヶ尾2631の4、2631の5、字コイゲ2633の14・2633の15（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源^{かん}の涵養
- 解除の理由
一般送配電事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第428号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
朝倉市杷木大山字馬ノ谷890の8（次の図に示す部分に限る。）、890の9、890の10、909の2・909の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、909の4、913の9（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第429号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
朝倉市杷木大山字吉野原8の13から8の18まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

公 告

公告

三潨南部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
田中 範昭	大川市大字下牟田口404番地 1

公告

柳川南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
藤木 安夫	柳川市有明町303番地51
関 正信	柳川市有明町722番地 1
宮川 敏美	柳川市有明町746番地 8
松藤 茂喜	柳川市有明町2535番地32
竹下 秀樹	柳川市大浜町345番地26
吉川 國幹	柳川市大浜町461番地 1
笠間 時雪	柳川市大浜町934番地 6
梅崎 孝敏	柳川市大浜町2028番地40
山田 國弘	柳川市大浜町1642番地51
山田 和則	柳川市大浜町1642番地 6
山田 政美	柳川市大浜町1108番地 1
阿津坂 益男	柳川市矢留本町470番地 1
松尾 利勝	柳川市弥四郎町358番地
山田 利廣	柳川市吉富町499番地 3
平川 廣一	柳川市佃町1820番地

2 退任監事

氏 名	住 所
江口 重信	柳川市有明町1175番地
亀崎 忠治	柳川市大浜町1642番地23
藤木 越年	柳川市有明町641番地 1

3 就任理事

氏 名	住 所
藤木 安夫	柳川市有明町303番地51
関 正信	柳川市有明町722番地 1
中村 剛	柳川市有明町1336番地
宮川 敏美	柳川市有明町746番地 8
江口 秀昭	柳川市有明町1428番地 4
園田 義明	柳川市大浜町95番地
吉川 國幹	柳川市大浜町461番地 1
笠間 時雪	柳川市大浜町934番地 6
成清 孝信	柳川市大浜町2144番地 1
平田 哲広	柳川市大浜町1642番地55
山田 和則	柳川市大浜町1642番地 6
森田 耕士	柳川市大浜町1169番地24
阿津坂 益男	柳川市矢留本町470番地 1
松尾 利勝	柳川市弥四郎町358番地
山田 利廣	柳川市吉富町499番地 3
堤 富大	柳川市大和町徳益86番地 7

4 就任監事

氏 名	住 所
江口 重信	柳川市有明町1175番地
亀崎 忠治	柳川市大浜町1642番地23
藤木 越年	柳川市有明町641番地 1

公告

曾根中央土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
吉永 博利	北九州市小倉南区中曽根東四丁目 8 番27号
平山 賢四郎	北九州市小倉南区朽網東一丁目 8 番 8 号

2 就任理事

氏 名	住 所
澤水 賢太	北九州市小倉南区中曽根東四丁目 8 番34号
柳田 文雄	北九州市小倉南区朽網西一丁目21番11号

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和7年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

X線マイクロアナライザー賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日
令和7年6月13日

4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
オリックス・レンテック株式会社
(2) 住所
東京都品川区北品川5-5-15

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
53,102,280円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日
令和7年4月25日

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和7年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称及び数量
令和7年度福岡県学力・学習状況等調査業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
教育庁教育振興部義務教育課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日
令和7年5月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
株式会社内田洋行
(2) 住所
東京都中央区新川二丁目4番7号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
48,476,450円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約を行った理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市福童字町312番1、312番2の一部、312番3から312番7まで、313番1、313番2の一部、313番3から313番6まで及び314番1の一部並びに道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐賀県三養基郡みやき町大字箕原2934番地6
マシマ開発株式会社
代表取締役 眞島 潤一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
- 糸島市神在東二丁目96番4、96番11、96番12及び96番16から96番22まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 福岡市中央区港二丁目12番4号1F
- 株式会社総合住建
- 代表取締役 山崎 祥生

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人から住所及び支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のように公示する。

令和7年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の 名称	変更に係る事項	旧	新	変 更 年月日
一般社団法人 生活支援セン ター結	支援法人の住所	久留米市東町25-30	久留米市国分町1323-1 くるめコミュニティ プラザ	令和6年 6月1日
	支援業務を行う 事務所の所在地	久留米市東町25-30	久留米市国分町1323-1 くるめコミュニティ プラザ	令和6年 6月1日

公告

令和7年度職業訓練指導員試験を次のように実施する。

令和7年7月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 試験職種

ア 学科試験及び実技試験を行うもの

冷凍空調機器科、事務科及び情報処理科

イ 学科試験のうち指導方法の試験のみを行うもの

（1）園芸科（2）造園科（3）森林環境保全科（4）鉄鋼科（5）鋳造科（6）鍛造科（7）熱処理科（8）塑性加工科（9）溶接科（10）構造物鉄工科（11）金属表面処理科（12）機械科（13）電子科（14）電気科（15）コンピュータ制御科（16）発電電科（17）送配電科（18）電気工事科（19）自動車製造科（20）自動車整備科（21）自動車車体整備科（22）航空機製造科（23）航空機整備科（24）鉄道車両科（25）造船科（26）時計科（27）光学ガラス科（28）光学機器科（29）計測機器科（30）理化学機器科（31）製材機械科（32）内燃機関科（33）建設機械科（34）農業機械科（35）縫製機械科（36）織布科（37）織機調整科（38）染色科（39）ニット科（40）洋裁科（41）洋服科（42）縫製科（43）和裁科（44）寝具科（45）帆布製品科（46）木型科（47）木工科（48）工業包装科（49）紙器科（50）製版・印刷科（51）製本科（52）プラスチック製品科（53）レーザー加工科（54）ガラス科（55）ほうろう製品科（56）陶磁器科（57）石材科（58）麺科（59）パン・菓子科（60）食肉科（61）水産物加工科（62）発酵科（63）建築科（64）枠組壁建築科（65）とび科（66）建設科（67）プレハブ建築科（68）屋根科（69）スレート科（70）建築板金科（71）防水科（72）サッシ・ガラス施工科（73）畳科（74）インテリア科（75）床仕上げ科（76）表具科（77）左官・タイル科（78）築炉科（79）ブロック建築科（80）熱絶縁科（81）配管科（82）住宅設備機器科（83）さく井科（84）土木科（85）測量科（86）建築物設備管理科（87）ボイラー科（88）クレーン科（89）建設機械運転科（90）港湾荷役科（91）化学分析科（92）公害検査科（93）木材工芸科（94）竹工芸科（95）漆器科（96）貴金属・宝石科（97）印章彫刻科（98）塗装科（99）広告美術科（100）デザイン科（101）義肢装具科（102）電気通信科（103）電話交換科（104）貿易事務科（105）流通ビジネス科（106）写真科（107）介護サービス科（108）理容科（109）美容科（110）ホテル・旅館・レストラン科（111）観光ビジネス科（112）日本料理科（113）中国料理科（114）西洋料

理科（115）臨床検査科（116）フラワー装飾科（117）メカトロニクス科（118）フォークリフト科（119）建築物衛生管理科（120）福祉工学科

2 受験資格

ア 冷凍空調機器科、事務科及び情報処理科を受験する場合

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第3項による受験資格を有する者

イ 全職種について学科試験の指導方法のみを受験する場合

法第30条第3項による受験資格を有し、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第46条の表の上欄のいずれかの項（複数可）に該当することにより、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることができる者

ウ 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者（全免除者）による受験については、下記6(4)の申請書類の提出期間に限らず、通年で受け付ける。また、受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。

3 試験の免除範囲

次の表の左欄に該当する者について、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を免除する。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験の	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科

うち関連学科）に合格した者	試験のうち関連学科)
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者であって、法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができるものに限る。	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験
省令第45条の2第3項第4号に規定する者	実技試験の全部

4 受験資格のない者

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験

- (1) 科目

試験は、次の表の免許職種の欄に掲げる職種について、それぞれ同表の試験の科

目の欄に掲げる試験を実施する。

免許職種	試 験 の 科 目
冷凍空調機器科	1 学科試験 (1) 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。） (2) 関連学科のうち系基礎学科 ①建築工学（建築設備、配管設備、建築構造、建築施工） ②安全衛生（安全管理、衛生管理） (3) 関連学科のうち専攻学科 ①冷凍・空調（制御理論、冷凍理論、冷媒、冷凍機器、空調理論、空調機器、運転調整法） ②施工法（空調設備設計、管工作法、溶接法、板金加工法、据付法、試験測定法、関係法規、仕様及び積算） ③材料（金属材料、配管用材料、ダクト用材料、塗料、熱絶縁用材料） 2 実技試験 冷凍空調機器の据付け及び運転調整
事務科	1 学科試験 (1) 指導方法 (2) 関連学科のうち系基礎学科 ①事務一般（企業形態、企業組織、応接法、OA機器、関係法規） ②安全衛生（安全管理、衛生管理） (3) 関連学科のうち専攻学科 ①事務（総務実務、文書実務、人事実務、営業実務、OA事務） ②簿記・会計（商業簿記、工業簿記、原価計算、財務諸表論、税務計算） 2 実技試験 文書実務、計算実務、簿記及び会計実務
情報処理科	1 学科試験 (1) 指導方法 (2) 関連学科のうち系基礎学科 ①ソフトウェア（言語理論、プログラミング言語、オペレーティングシステム、データベース構造） ②ハードウェア（情報理論、CPU、周辺装置、コンピュータ・アーキテクチャ） ③ネットワーク（プロトコル、LAN） ④情報工学（情報科学、情報数学、情報セキュリティ） ⑤経営工学（経営管理、生産管理） ⑥安全衛生（安全管理、衛生管理） (3) 関連学科のうち専攻学科 システム設計（コード設計、構造設計、画面設計、ファイル設計、モジュール設計、運用設計、データベース設計、プログラム設計） 2 実技試験

	システム設計、プログラム設計
1のイの項に掲げる職種	学科試験のうち指導方法

(2) 期日及び場所

試験職種	試験区分	期 日	場 所
冷凍空調機器科	・学科試験 ・実技試験の一部	令和7年9月10日 (水曜日)	福岡県吉塚合同庁舎803号室 (福岡市博多区吉塚本町13番50号)
	・実技試験の一部	令和7年9月11日 (木曜日)	福岡県立福岡高等技術専門校 (福岡市東区千早四丁目24番1号)
事務科及び 情報処理科	・学科試験 ・実技試験	令和7年9月10日 (水曜日)	福岡県吉塚合同庁舎803号室 (福岡市博多区吉塚本町13番50号)
1のイの項に掲げる職種	・学科試験のうち指導方法		

(3) 試験時間

試験時間は、午前9時00分から午後5時00分までの間において、別に指示する時間とする。

6 受験申請手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

電子申請（インターネットによる申込み）、郵送又は持参により行うこと。

ア 電子申請

ふくおか電子申請サービスにおいて、受付期間内に申し込むこと。試験の申込みに必要な書類は、電子申請の際に添付により提出すること。

イ 郵送又は持参による申請

受験申込書に受験手数料（福岡県領収証紙）と必要な書類を添付の上、受付期間内に(3)の提出先まで持参又は郵送により提出すること。

(2) 試験の申込みに必要な書類

受験申請書（電子申請の場合は申請フォームによる）、受験票（電子申請の場合は不要）、受験資格及び免除資格を証する書類、返信用85円切手1枚（電子申請の場合は不要）。

なお、受験申請書、受験票の様式は、県ホームページでダウンロードできるほか、職業能力開発課、各福岡県立高等技術専門学校、福岡障害者職業能力開発校及び福岡県職業能力開発協会で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して180円切手を貼った返信用封筒（定形外角2号封筒）を必ず同封し、職業能力開発課へ申し込むこと。

(3) 申込書類の提出先

福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号（以下「職業能力開発課」という。）

なお、郵送の場合は封書に「指導員試験受験申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留とすること。

(4) 受付期間

ア 受付期間は、令和7年7月1日（火曜日）から令和7年7月31日（木曜日）までとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、受付を行わない。

イ 電子申請の場合は、受付期間末日の正午までに受験申請書、受験資格及び免除資格を証する書類の提出を済ませ、受付期間末日の午後11時59分までに受験手数料の納付まで済ませること。

ウ 郵便による受験申込みは、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 受験手数料

受験手数料は、学科試験申込みにあつては3,100円、実技試験申込みにあつては15,800円を福岡県領収証紙により納入すること（電子申請の場合はキャッシュレス決済の方法による。）。受験手数料は、申請受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

7 合格発表

(1) 合格者は、令和7年10月3日（金曜日）に県ホームページにおいて受験番号のみ発表する。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

8 その他

受験手続その他の問合せは、職業能力開発課（電話092-643-3603）に行うこと。問合せを郵便で行う場合は、宛先及び郵便番号を明記して、110円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

また、試験の詳細については別に受験案内を交付する。交付場所は、6(2)で記述した受験申請書、受験票の様式の交付場所に同じ。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第61号

第27回参議院議員通常選挙における参議院福岡県選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づく選挙人名簿の登録について、その要領を次のとおり定めた。

令和7年7月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

- 登録の基準日 令和7年7月2日
ただし、選挙人名簿被登録資格者の年齢については、令和7年7月20日をもって算定するものとする。
- 登録日 令和7年7月2日

福岡県選挙管理委員会告示第63号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（ほかの法令において準用され、又は例によるものとされている場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を指定した。

令和7年7月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

施設名	所在地	指定年月日
メディカルケアレジデンス福岡南	福岡市南区三宅三丁目23番18号	令和7年6月19日

雑 報

福岡北九州高速道路公社公告第 5 号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

令和 7 年 7 月 1 日

福岡北九州高速道路公社
理事長 喜 安 和 秀

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
北九州高速 5 号線	北九州市戸畑区牧山海岸 3 番125地先から 北九州市八幡東区東田五丁目100番 3 まで

2 指定する期日 令和 7 年 7 月 1 日

福岡北九州高速道路公社公告第 6 号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおりに指定し、併せて、車両制限令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおりに定める。

令和 7 年 7 月 1 日

福岡北九州高速道路公社
理事長 喜 安 和 秀

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
北九州高速 5 号線	北九州市戸畑区牧山海岸 3 番125地先から 北九州市八幡東区枝光二丁目 8 番107地先まで

2 指定する期日 令和 7 年 7 月 1 日

3 通行方法

1 の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行

方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出するためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の情報は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。